

仕様書

1 委託業務の名称

伝統工芸ミライ創造事業運営業務

2 委託業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務の目的

本県には、高岡銅器、井波彫刻、高岡漆器、庄川挽物木地、越中和紙、越中福岡の菅笠の6つの国指定伝統的工芸品がある。また、越中瀬戸焼、高岡鉄器、高岡仏壇、とやま土人形、富山木象嵌の5つの県指定伝統工芸品がある。しかし、景気の動向や生活様式の変化、安価な輸入品の増加等により、全国的にも売上げが減少し、県内においては販売額・従事者数がピーク時から大きく減少するなど、厳しい局面を迎えている。

そこで本事業では、県内の伝統工芸事業者が核となり、産地や異分野・異業種の企業が連携し、外部人材を活用しながら富山の伝統工芸を牽引する新たなブランドを創出する取組に対して支援を行うことにより、伝統工芸産業の振興・活性化の実現を目指す。

4 委託業務の内容

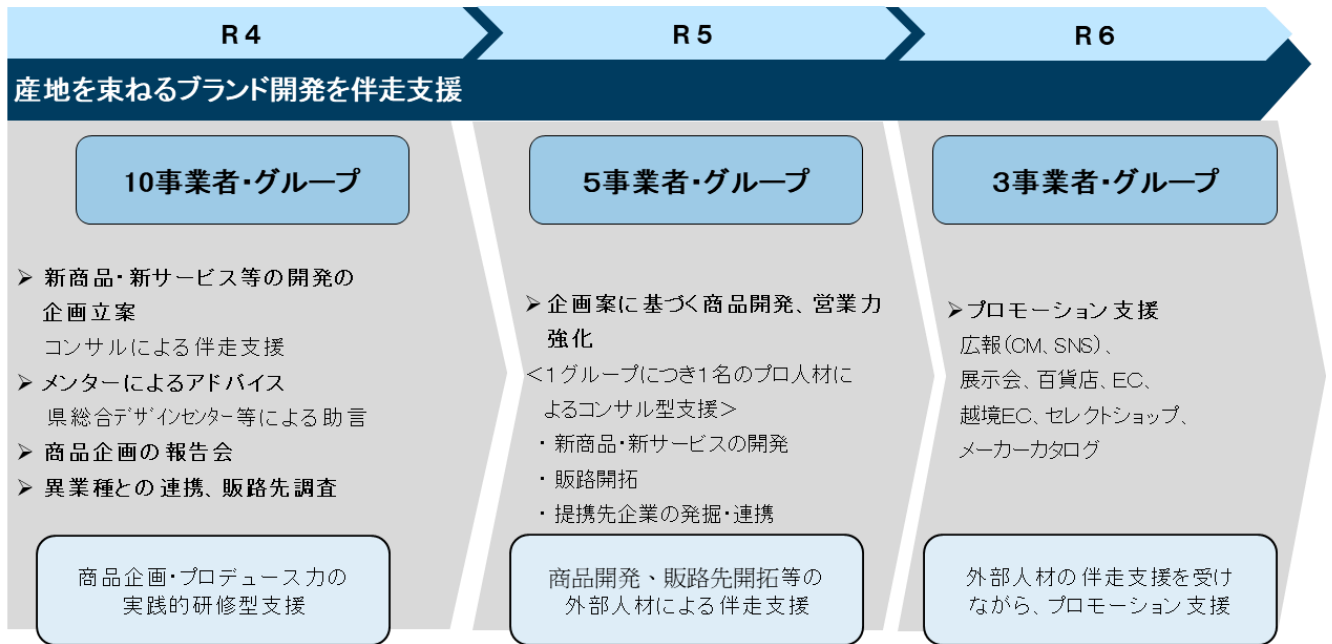
本事業は、3箇年かけて富山の伝統工芸を牽引する新たなブランド創出を目指す予定で、1年目の令和4年度は、伝統工芸事業者等10事業者・グループが、専門家による研修や伴走支援を受けながら、消費者ニーズに合った新商品・新サービス等の企画立案に取り組んだ。

2年目の令和5年度は、そのうち、令和4年度に立案した企画の実現に取り組む5事業者・グループ程度に重点的な伴走支援として、新商品・新サービス等の開発や販路開拓、提携先企業の発掘などの支援を行った。

3年目の令和6年度は、令和5年度に支援した3事業者・グループ程度が開発した新商品・新サービス等のプロモーション支援を行う。

受託事業者は、県内の伝統工芸事業者のプロモーション企画の実現に向けて、次の事項についての企画・運営を行う（会場手配、参加グループ・事業者との連絡調整を含む）。

〔3年間のイメージ図〕（予定）



（1）事業計画の作成及び実施

受託事業者は、参加グループ・事業者が企画する新商品・新サービス等のプロモーションを実現するための伴走支援として、外部人材の募集・マッチングからマッチング案件のフォローアップ・報告までの事業計画の作成及び実施を行う。

事業計画の作成にあたっては、伝統工芸事業者にヒアリングなどを実施してニーズを十分踏まえたものとする。また、事業計画には、次の基本的な事項を盛り込むものとする。

<事業計画の基本項目>

- ・外部人材の候補
- ・外部人材と伝統工芸事業者の面談イメージ
- ・伴走支援の内容のイメージ
- ・マッチング案件のフォローアップ・報告

（2）外部人材のマッチング事業

本事業で支援する3事業者・グループ程度のニーズを踏まえて、各プロモーション企画の実現に向けて、提携先企業の発掘等を伴走支援するための外部人材を募集・マッチングし、伝統工芸事業者が外部人材から助言を得られる機会を提供する。

なお、外部人材の人件費・旅費は委託料から充当するものとする。

＜参加する事業者・グループが取り組む企画＞（予定）

- ・ 中国市場向けの高価格帯商品の開発
- ・ 新たな産業観光イベントの企画・実施
- ・ 富山県の伝統工芸産地が連携した商品の開発 など

＜留意事項＞

- ・ 外部人材の選定にあたっては、参加グループ・事業者の企画内容や伝統技術に理解のある者を選定すること。
- ・ 外部人材のマッチングにあたっては、外部人材と伝統工芸事業者の面談（対面・オンラインの形式を問わない）を実施すること。

（3）成果報告会の開催

参加グループ・事業者の取組み成果を伝統工芸事業者に報告するための報告会を開催する。

対象となる伝統工芸事業者には、県から案内を行うものとする。

5 成果物及び提出物

本業務完了後、事業結果報告書を電子データにて提出すること。

6 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 その他

- （1）企画提案書では、プロポーザル参加者の創意工夫を生かした提案が可能であり、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。
- （2）この仕様書は、プロポーザル実施用のものであり、委託契約時には受託候補者との協議内容等を踏まえ、これを修正することがあります。
- （3）本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとします。
- （4）業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- （5）本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできません。
- （6）委託業務に伴って生じた著作権については、原則として富山県に帰属するものとします。また、受託事業者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとします。

(7) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求め場合があります。